

地方分権改革による権限移譲等への特別区の対応について

地方分権改革関連法の施行に伴う「事務・権限の移譲（第14次分）」について、特別区における対応の有無等に関し、各主管部長会での検討状況が取りまとめられた。

1 地方分権改革関連法に伴う特別区の対応

(1) 特別区において対応を行う事項

ア 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査に係る指定確認検査機関の活用（建築基準法）



[特別区の対応]

法の施行に間に合うよう、必要な措置を講じる。

(2) 特別区において対応を必要としない事項

ア 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築（母子保健法）



イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることのできる特例等の期限の延長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、教育職員免許法）

○幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等は、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要**。

特例措置※

※令和6年度末まで
認定こども園法一部改正法
施行から10年間

- (1) 幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方**の免許状・資格のみで**保育教諭等となること**ができる。
- (2) 免許状・資格の**一方のみを持ち**、一定の勤務経験を有する者は、一定の**単位を修得**すること等で、**もう一方の免許状・資格を取得**できる。

特例を5年間延長

・ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで**主幹保育教諭・指導保育教諭**となることのできる特例の延長は**2年間**とする。

※併有に向けた制度の周知、各施設における人事計画の策定、併有状況の公表などを通じ、特例期間内に併有が促進されるよう取り組む。



ウ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長（2か年度以内→3か年度以内）（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律）

○公立学校施設整備費国庫負担事業は、**2か年度以内に事業が完了予定のものが交付の対象**。

※義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づく公立学校施設整備費国庫負担事業の事務処理方針（課長通知）

○**本法律において、国庫負担事業の実施期間が2か年度以内であることを前提とした規定が存在**

※中等教育学校等・特別支援学校



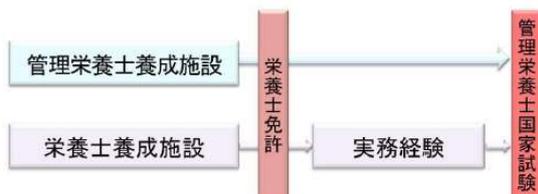
○本法律等を改正し、**小・中学校等の新增築事業については、事業の実施期間が3か年度にわたる場合も、国庫負担事業の対象となる**。

※法改正の対象は中等教育学校等及び特別支援学校（左記以外は事務処理方針（課長通知）等の改正で3か年度の事業実施が可能）



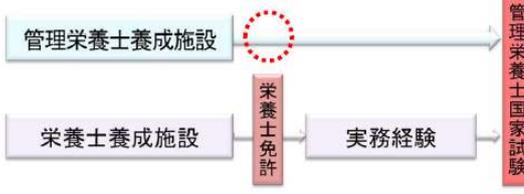
エ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化（栄養士法）

○管理栄養士養成施設卒業者※は、管理栄養士国家試験の**受験資格を満たすために、栄養士免許を取得する必要がある**。



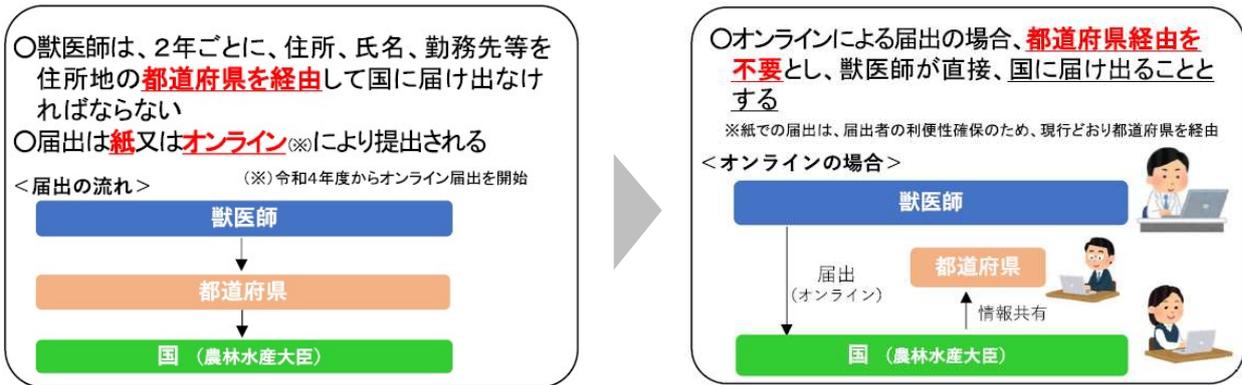
※管理栄養士養成施設卒業見込者を含む。以下同じ。

○管理栄養士養成施設卒業者については、**管理栄養士国家試験の受験資格として栄養士免許を取得することを不要とする**※。

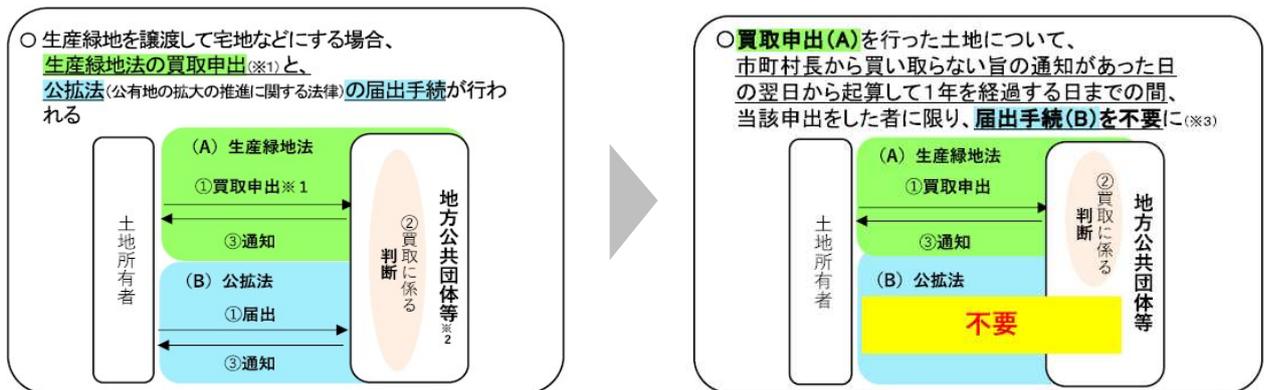


※栄養士養成施設卒業者は、管理栄養士国家試験の受験資格として実務経験を経る必要があるため、栄養士免許を取得する必要がある。

オ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止（獣医師法）



カ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化（公有地の拡大の推進に関する法律）



2 提案募集方式による特別区提案について

令和6年特別区提案事項として、以下の8件を提出した。

- (1) マイナンバーカードの交付等に必要となる統合端末の無線による接続を可能とすること
- (2) 印鑑登録証明の印影登録等のオンライン化
- (3) 転入届・転居届の電子申請を可能とすること
- (4) 後期高齢者医療保険制度における保険証等の交付等に係る電子申請を可能とすること
- (5) マイナンバーカード及び電子証明書の諸手続きにおける本人確認等をオンライン化し、来庁せず手続きを完結すること
- (6) デジタル基盤改革支援補助金（標準化に係る事業）の交付にかかる要件の緩和
- (7) 養育里親・親族里親に委託している子を育児休業の対象となる子に含めること
- (8) 医師が常駐する介護老人保健施設の許可を受けた施設を医療型短期入所サービスの指定を受けたものとみなすこと